



民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

第4回 成年後見制度について②

前回は「後見制度」にもいろいろな制度があるということをご紹介しました。今回は、そのうち法定後見制度について詳しく説明をします。

法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つにわかれ、本人の精神上的障害の程度によって区別されます。本人の判断能力が衰えた後に、裁判所に本人の援助をしてもらう人をつけてもらう制度です。そのため、ご本人が自ら必要性を感じて利用するというよりは、ご家族など、身近にいる方が、判断能力が衰えてきたご本人のために利用するケースが多いです。裁判所の統計によれば、本人が自ら申し立てた件数は全体の10%程度であり、ほとんどは周りの人、とりわけ家族（子、兄弟、配偶者の順で多い）による申立が多いようです。家族を守るために利用するという視点から、後見制度を見ていきたいと思います。

では、どのような場合に裁判所に対する申し立てを行うのでしょうか。裁判所によると以下のとおりです。本人の預貯金等の管理のためというのが圧倒的に多いようです。

- 第1位 本人の預貯金等の管理、解約をするため
- 第2位 本人の施設入所等のための介護保険契約をするため
- 第3位 身の上の監護をするため
- 第4位 本人の不動産の処分をするため

たとえば「年金生活の一人暮らしのおばあちゃんが訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまう」「兄が認知症の母と暮らしているが、兄が勝手に母のお金を使っているようだ」「寝たきりの母からお金の管理を頼まれているが、兄弟から何かと疑われてしまう」というような相談事例があります。

後見制度を利用した場合、どのような効果が得られるのでしょうか。家庭裁判所は本人のために後見人を選任し（本人のために財産管理などを行う人のことで、本人のお世話をしているご家族が選ばれる場合も多いです）、後見人は、本人の財産に関するすべての法律行為（契約など）を本人に代わって行うことができます。また、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常行為に関するもの（スーパーでの買い物など）を除いて取り消すことができます。たとえば、本人が訪問販売などで必要もない高額商品を購入する契約をしてしまった場合は、後見人がその契約を取り消すことができます。そのほか、本人のために施設の入所契約、預貯金の払戻し、解約手続きなどができるようになります。

では、家族のために後見制度を利用しようと考えた場合、具体的にどのような手続きが必要なのかを簡単にご紹介します。裁判所に申し立てをしてから、後見人が選任されるまでの期間は、事案にもよりますが、2か月以内とする事案が全体の約8割程度です。

1 家庭裁判所への申立（申立に必要な印紙代800円、切手代3～5000円）

2 家庭裁判所の調査官による事実の調査

申立人、本人、成年後見人候補者（申立人と同じ場合もあります）が家庭裁判所によばれて事情を聴かれます。

3 精神鑑定（鑑定費用は5～10万円）

後見、保佐、補助のどの段階であるのかを判断するために行われる場合があります。精神状態が明らかな時は行われない場合も多く、実際に精神鑑定が行われるのは申立全体の約1割にすぎません。

4 審判

後見人候補者（親族など）がそのまま選任されることが多いですが、家族間に紛争があるなどの一定の場合は、裁判所の判断により弁護士や司法書士等が選任される場合があります。

5 法定後見開始

裁判所から後見人選任審判書謄本をもらい、東京法務局にその旨の登記がされます（登記のための印紙代2600円）。

今回は、後見人に選ばれた場合に具体的にどのような仕事をするのか、自分の判断能力が衰えたときに備えて利用できる任意後見制度などについてご紹介したいと思います。

